

京都府立大学等スポーツ施設整備基本計画  
(附属資料)

～ 体育館兼講堂と多機能講義棟（仮称）を合築した場合の優位性・有効性等について ～

令和 8 年 3 月  
京都府公立大学法人

# 目次

1. 本書の趣旨 .....	1	8. 整備手法 .....	22
2. 合築により期待できる効果等 .....	1	8.1. 定性的評価 .....	22
2.1. 期待できる効果の整理 .....	1	8.2. 定量的評価 .....	22
2.2. 重要な財源の有効活用範囲 .....	2	8.3. 整備手法の提案 .....	22
2.3. 合築にあたり遵守すべき法令等 .....	2	9. 整備イメージ .....	23
3. 将来建物配置イメージ図 .....	3	9.1. 鳥瞰図（南方向より） .....	23
4. 多機能講義棟の計画 .....	4	9.2. 鳥瞰図（南西方向より） .....	24
4.1. 計画方針 .....	4	9.3. 鳥瞰（北東） .....	25
4.2. 配置計画上的特徴 .....	4	9.4. アイレベル①（体育館兼講堂と正門通りの様子） .....	26
4.3. 配置計画の考え方 .....	4	9.5. アイレベル②（正門通り・大学会館前の様子） .....	27
4.4. 想定される導入機能 .....	4	9.6. アイレベル④（多機能講義棟の北側、東棟から体育館兼講堂までの様子） .....	28
4.5. 配置計画 .....	5	9.7. アイレベル④（体育館兼講堂と多機能講義棟の渡り廊下の様子） .....	29
4.6. 平面計画・断面計画 .....	6	9.8. アイレベル⑤（下鴨中通りと多機能講義棟の様子） .....	30
4.7. 多機能講義棟を含む、基本計画の計画対象施設の実現に向けた整備ステップ .....	7	10. 整備スケジュール（最短で行った場合のシミュレーション） .....	31
5. 防災計画 .....	18	11. 基本設計業務における留意事項 .....	32
5.1. 災害後の多機能講義棟の役割について .....	18	11.1. 下鴨キャンパス全体 .....	32
5.2. 多機能講義棟における防災備蓄品の計画 .....	18	11.2. 多機能講義棟 .....	32
6. 多機能講義棟の設備計画 .....	18	11.3. 外構 .....	32
6.1. 機械設備計画 .....	18	11.4. 施工計画等への配慮 .....	32
6.2. 電気設備計画 .....	19	11.5. 開業準備、運営業務への配慮 .....	32
6.3. 機械設備計画 / 段階整備計画 .....	21		
6.4. 電気設備 / 段階整備計画 .....	21		
7. 概算事業費 .....	21		



## 1. 本書の趣旨

別冊「京都府立大学等スポーツ施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）」に示す、下鴨キャンパスの施設整備基本方針、及びスポーツ施設の整備基本方針のとおり、下鴨キャンパスは学業・文化創造の拠点のみならず、平時・災害時ともに、安全・安心かつ豊かな生活環境、地域の魅力向上、持続可能な地域社会の実現に向け重要な役割を担う施設と考えられる。

基本計画は、学生の活動拠点、かつ「まちとつながるエリア」としてスポーツ施設の整備を目指すものだが、前述の役割の早期実現を目指すうえでは、スポーツ施設以外の既存施設を含む、下鴨キャンパス全体の効率的・効果的な環境整備が望まれる。

よって本書では、基本計画の整備基本方針に基づき、下鴨キャンパスの整備基本方針を段階的かつ効果的に実現すべく、重要な財源を効果的に活用し、「学生の活動拠点かつまちとつながるエリアの実現」と「下鴨キャンパス周辺における安全・安心かつ豊かな生活環境、地域の魅力向上、持続可能な地域社会の実現」の両立を図る方策として、体育館兼講堂と多機能講義棟（仮称）（以下「多機能講義棟」という。）の合築を提案する。

本書においては、スポーツ施設の核となる体育館兼講堂と、講義室を核とした府立大諸室・京都府等の公益機能をも将来にわたり受け入れ可能とする多機能講義棟との合築により、学生・教職員・地域住民の居場所をつくりながら、下鴨キャンパスの課題解決・将来発生するコスト抑制・持続可能であり再生可能な地域形成の拠点を目指すため、体育館兼講堂と多機能講義棟を合築した場合の優位性・有効性等について整理している。

## 2. 合築により期待できる効果等

### 2.1. 期待できる効果の整理

体育館兼講堂と多機能講義棟の合築（一体整備）の効果としては以下の内容が期待できる。

項目	多機能講義棟		
	△：整備基本方針の実現に向け課題やデメリットがある ○：整備基本方針の実現に資することが期待される ◎：○に加え、特に効果が期待される		
	体育館兼講堂と分棟		合築（一体整備）
重要な財源の活用			
緊防債	(△) ・活用できない可能性が高い ・体育館兼講堂とは分棟のため、応援職員の活動支援室等として体育館兼講堂と一体的に機能するとは言い難い	(△) ・活用できない可能性が高い ・体育館兼講堂とは分棟のため、応援職員の活動支援室等として体育館兼講堂と一体的に機能するとは言い難い	(○) ・活用できる可能性が高い ・体育館兼講堂と屋内で行き来可能であり、講義室を一時待機所や指揮所に活用することや各建物の共用部を災害対策の拠点としての運用に有効活用する等、各整備基本方針と財源要件との親和性が高い
脱炭素債	(○) ・多機能講義棟に対し活用可能	(○) ・多機能講義棟に対し活用可能	(○) ・合築建物に対し活用可能
共通経費や将来経費の抑制 (1/2)			
共通仮設費の抑制	(△) ・体育館兼講堂と別時期の工事のため、都度共通仮設を必要とする	(○) ・分棟ではあるが、体育館兼講堂と一体的な共通仮設による共通仮設費の抑制が期待される	(○) ・体育館兼講堂と一体的な共通仮設による共通仮設費の抑制が期待される ・また、PPP手法の導入によるコスト縮減効果が期待できる
将来経費の抑制	(△) ・国内における近年のインフレ、物価・人件費等の上昇は、今後数年は横ばい又は継続上昇すると考えられる ・上昇した費用が急落する可能性は低いと考えると、多機能講義棟整備時期における整備費は同時期整備に比べ高くなると考えられる	(○) ・国内における近年のインフレ、物価・人件費等の上昇は、今後数年は横ばい又は継続上昇すると考えられる ・同時期整備によって、少なくとも別時期整備に比べ、整備費を抑制できる可能性があると考えられる	(◎) ・国内における近年のインフレ、物価・人件費等の上昇は、今後数年は横ばい又は継続上昇すると考えられる ・同時期整備によって、少なくとも別時期整備に比べ、整備費を抑制できる可能性があると考えられる ・また、合築によって清掃、警備、経常修繕等の維持管理効率化により、将来にわたりランニングコストの抑制が期待される
埋蔵文化財調査等の効率化	(△) ・工事の都度、埋蔵文化財調査等を必要とするため、調査期間や個々の業務の共通経費を必要とする	(○) ・左記に比べ、各種調査を一度に行うため、調査期間の短縮や共通経費の抑制が期待できる	(○) ・左記に比べ、各種調査を一度に行うため、調査期間の短縮や共通経費の抑制が期待できる
インフラ引き込み工事費の抑制	(△) ・工事の都度、引き込み工事を必要とする	(○) ・同時期のため、引き込み工事の効率化による工事費の抑制が期待できる	(◎) ・左記に加え、合築による建物内配線・配管工事の効率化による工事費の抑制が期待できる
仮設校舎等経費の抑制	(△) ・将来、多機能講義棟を建設する際、下鴨キャンパス内の再整備対象諸室のための仮設校舎を必要とする可能性がある	(○) ・多機能講義棟のうち、講義室等以外に活用可能な諸室が約6,600㎡確保できるため、仮設校舎を必要としない	(◎) ・左記に加え、体育館兼講堂と屋内で繋がっているため、諸室の一時移転や移設の際に、備品等の退避スペースとして体育館兼講堂を活用する等、経費の抑制・スペースの効果的活用が期待される

項目	多機能講義棟		
	△：整備基本方針の実現に向け課題やデメリットがある ○：整備基本方針の実現に資することが期待される ◎：○に加え、特に効果が期待される		
	分棟		合築（一体整備）
別時期整備		同時期整備	
共通経費や将来経費の抑制 (2/2)			
グラウンド原状回復費の抑制	(△) ・ 同時期に整備しないため、多機能講義棟を建設する際、整備したグラウンドを一部工事ヤード化し、工事完了時にグラウンド原状回復費を要する	(○) ・ 同時期整備のため、基本的にはグラウンド原状回復費は不要である	(○) ・ 同時期整備のため、基本的にはグラウンド原状回復費は不要である
合築により期待できるキャンパスや地域との相乗効果			
下鴨キャンパス再整備スケジュールの短縮	(△) ・ 同時期に整備しないため、キャンパスの再整備スケジュールの目途が立たない可能性がある	(○) ・ 同時期整備により、多機能講義棟の諸室を有効活用し、キャンパス全体及び府立大全体のキャンパス再整備スケジュールの短縮が期待できる	(◎) ・ 左記に加え、一体整備による対象工事期間の短縮が期待される
地上階諸室とオープンスペースによる文化創造・文化発信	(△) ・ 同時期に整備しないため、地上階において目指す、文化創造・文化発信の様相は、キャンパス南西部に限定されることが懸念される ・ 分棟かつ別時期整備とする場合、各整備基本方針を実現するまでに、社会情勢・学生ニーズ・地域ニーズ等が変化し、再度キャンパス全体の整備基本方針を見直す必要が生じる可能性がある	(○) ・ 同時期整備により、クラブボックス、体育館兼講堂及び多機能講義棟の地上階と正門通り沿いのオープンスペースを確保できる ・ コモンスペースの一部は、他大・地域住民に利用してもらうことで得る施設使用料、軽食サービス・コンビニエンスストア・テストテナント等の誘致による賃借料等、収益化も期待できる	(○) ・ 一体整備により、クラブボックス、体育館兼講堂及び多機能講義棟の地上階と正門通り沿いのオープンスペースに、多彩なコモンスペースを確保できる ・ コモンスペースの一部は、他学部・他大・地域住民に利用してもらうことで得る施設使用料、軽食サービス・コンビニエンスストア・テストテナント等の誘致による賃借料等、収益化も期待できる
工事期間中の利便性の確保	(△) ・ 多機能講義棟の工事期間中は体育館兼講堂への動線が制限され、利便性が低下する可能性がある	(○) ・ 体育館兼講堂から多機能講義棟まで、学業等への影響を考慮した一体的な工事区域を設定できることが期待される	(○) ・ 体育館兼講堂から多機能講義棟まで、学業等への影響を考慮した一体的な工事区域を設定できることが期待される

## 2.2. 重要な財源の有効活用範囲

前項のうち、重要な財源の適用範囲はスポーツ施設以外にも以下の諸室等に適用することが期待できる。

整理No.	財源名	対象経費（財源要件）	対象諸室等
1	緊急防災・減災事業（緊防債）	大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 ・ 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員への受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部室、災害対策本部事務室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）	▽体育館兼講堂 ・ 競技面、固定観客席 ・ 会議室、事務室 ・ 機械、電気室 ・ 更衣室、トイレ ・ 共用部 ▽多機能講義棟 ・ 講義室 ・ 会議室、演習室、PBL 実習室 ・ トイレ ・ 共用部
2	脱炭素化推進債（脱炭素債）	公共施設等を ZEB 基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く）など）	・ 体育館兼講堂を ZEB 基準に適合させるための新築工事 ・ 多機能講義棟を ZEB 基準に適合させるための新築工事

## 2.3. 合築にあたり遵守すべき法令等

遵守すべき主な法令等は基本的に基本計画同様であり、以下のとおりである。

項目	内容	
都市計画法、建築基準法	用途地域	・ 二種中高層住居専用地域
	建蔽率/容積率	・ 60%/200%
	高度地区	・ 第一種高度地区（高さ 20 m 以下）
	日影規制	・ 4h/2.5h
文化財保護法	防火地域	・ 法 22 条地域
	下鴨半木遺跡	・ 保全区域内の対象工事等は事前に調査が必要 ・ 既存の第一体育館付近から東側には下鴨半木遺跡範囲があるため、調査を要する
土壌汚染対策法	植物園北遺跡	・ 本館及びテニスコートの一部等は「植物園北遺跡」でもある
	-	・ 一定規模の工事の際に調査が必要 ・ 体育館兼講堂は調査対象であり、クラブボックス等も調査対象になる可能性がある ・ 対象施設の整備ステップ・規模等に応じて、関連法令・規則等に則り対応する
京都市建築基準条例	-	・ 建物用途に応じた前面空地の確保 ・ 体育館兼講堂が「集会所又は観覧場」と見なされる場合、正門通りを前面道路とし、体育館兼講堂まで前面空地を確保する
京都市景観条例	山並背景型建造物 修景地区	・ 山並み背景型修景地区：屋根材、壁などに係る規制あり ・ なお、グラウンド部分は風致地区第 4 種
	風致地区 4 種	・ 高さ 12m 以下、建蔽率率 40% 以下等
京都市眺望景観創生条例	遠景デザイン 保全区域	・ 5 号館付近から西側は近景デザイン保全区域
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	-	・ 体育館兼講堂棟は特定建築物に該当するため、再生可能エネルギー設備の導入を検討する

### 3. 将来建物配置イメージ図

基本計画の対象施設及び多機能講義棟以外の建物や土地利用方法は、基本計画及び本書策定の趣旨に基づく案であり、整備する時点に応じ適切に見直しを行うものである。



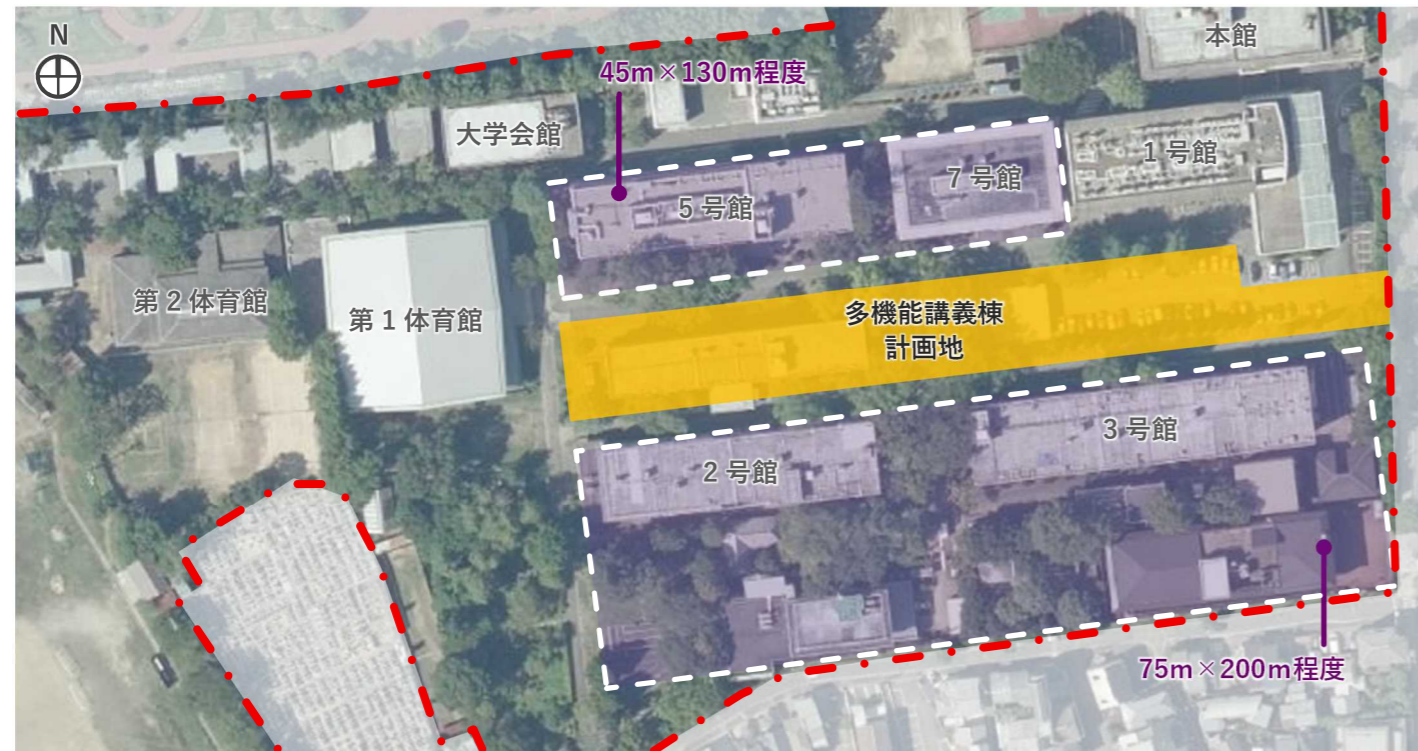
## 4. 多機能講義棟の計画

### 4.1. 計画方針

- 01 将来施設増改築計画・大学等運営の要**
  - ・多機能講義棟は、下鴨キャンパス内の機能再編先であるとともに、下鴨キャンパス内施設の将来増改築・機能移転・一時移転先としても有効に機能する大学運営の要となる
  - ・基本計画に示す基本方針を実現しながら、京都府立公立大学法人管理施設や関係行政機能を受け入れる場合は、学業や大学運営上の様々なシナジーが期待される
- 02 低廉で高品質かつ将来コストを抑制する**
  - ・多機能講義棟は、将来にわたり諸室の入居・移転やレイアウト変更、設備等の回収、将来棟等の整備に合わせた更新等、下鴨キャンパスの使われ方に応じ、様々な工事が必要になる施設である
  - ・よって、多機能講義棟は低廉だが将来を見越した耐久性・更新の容易さ、将来工事の負荷低減等に配慮した高品質な空間形成を目指す
- 03 本計画に有利な地方債の要件との整合性確保と諸室面積確保の両立**
  - ・多機能講義棟の整備には本計画に有利な地方債の活用が不可欠であり、同地方債の目的と多機能講義棟が目指す防災機能や環境配慮性能には親和性がある
  - ・他方、本計画に有利な地方債の要件への適合を優先するあまり、良好な学習空間を構成する要素（天井高さ、諸室面積、設備機器）を圧迫することの無いよう、有利な地方債の要件との整合性確保と諸室面積確保の両立を目指す

### 4.2. 配置計画上の特徴

- ① 5号館や2号館等、既存建物を残置する場合、多機能講義棟の計画地は東西に長い敷地形状となる
  - ② 東西に長い計画地に建物を配置することで、将来的には多機能講義棟の南北に空地が生まれる
  - ③ 南北の空地それぞれの機能・性格を想定し、多機能講義棟の配置計画及び動線計画を整理することが重要といえる
- 例：北側の空地は、日常的に学生が休み時間などを過ごす広場  
南側の空地は、大学周辺の近隣住民も訪れることのできる、開かれた場所、等



(航空写真出典：国土地理院地図)

### 4.3. 配置計画の考え方

4.1、4.2を踏まえ、将来建物配置イメージを作成するとともに、多機能講義棟の配置計画の考え方を以下のとおり整理した。なお、本書策定以後、多機能講義棟の目的を達成しつつ、学生・地域住民といった利用者にとって・大学運営にとってより良い選択がある場合は、基本設計業務において継続検討を行う方針とする。

- 01 隣棟間隔を概ね10m以上確保する**
  - ・延焼ラインを外し、防火サッシが過剰に必要なならない外壁ラインを設定する
- 02 工事車両の通行を考慮して、南側に10.5m+通路幅員以上の離隔距離を確保する**
  - ・限られた工事ヤードのため、建設重機が効率的に配置できない場合は、建設費増加・建設期間延伸に繋がる
  - ・将来棟の建設を睨み、南側に必要な離隔距離を確保する
  - ・これにより多機能講義棟の短辺・長辺の寸法がほぼ固定される
- 03 できる限り諸室面積を確保する**
  - ・府立大の今後の建物更新等にも対応すべく、重要財源を有効に活用し、できる限り諸室面積を確保する
  - ・まちと繋がるキャンパスに必要な機能、諸室配置とする
- 04 本計画に有利な地方債の要件との整合性確保**
  - ・機械室、電気室等は計画地盤面から3mを超えた位置とする（受水槽は、京都市上下水道局指導要領を踏まえ、3階以下に設置する）
  - ・災害後に近隣の避難所への防災備蓄品の提供や避難所として機能すること、防災指揮機能にも活用できる等、帰宅困難者支援や地域貢献のために必要な防災機能を備える
- 05 建物最高高さ20m以下**
  - ・高度地区（20m）の指定があるため、計画地盤面から屋上の機械室等まで、20m以下とする必要がある
- 06 体育館兼講堂と無理なく接続する**
  - ・学生、教職員等の日常的な利便性確保、及び災害後の施設運用を考慮し、体育館兼講堂とは屋内で無理なく接続することを目指す
- 07 良好な室内環境と将来コスト抑制の両立**
  - ・天井ふところ空間の確保や建物内設備ゾーニング等において、下鴨キャンパスの将来学舎や多機能講義棟内の諸室入替時におけるコスト抑制を念頭に置いた計画とする
  - ・多様な講義室の規模、研究室・事務室・共用部・食堂等において良好な室内環境を実現する

### 4.4. 想定される導入機能

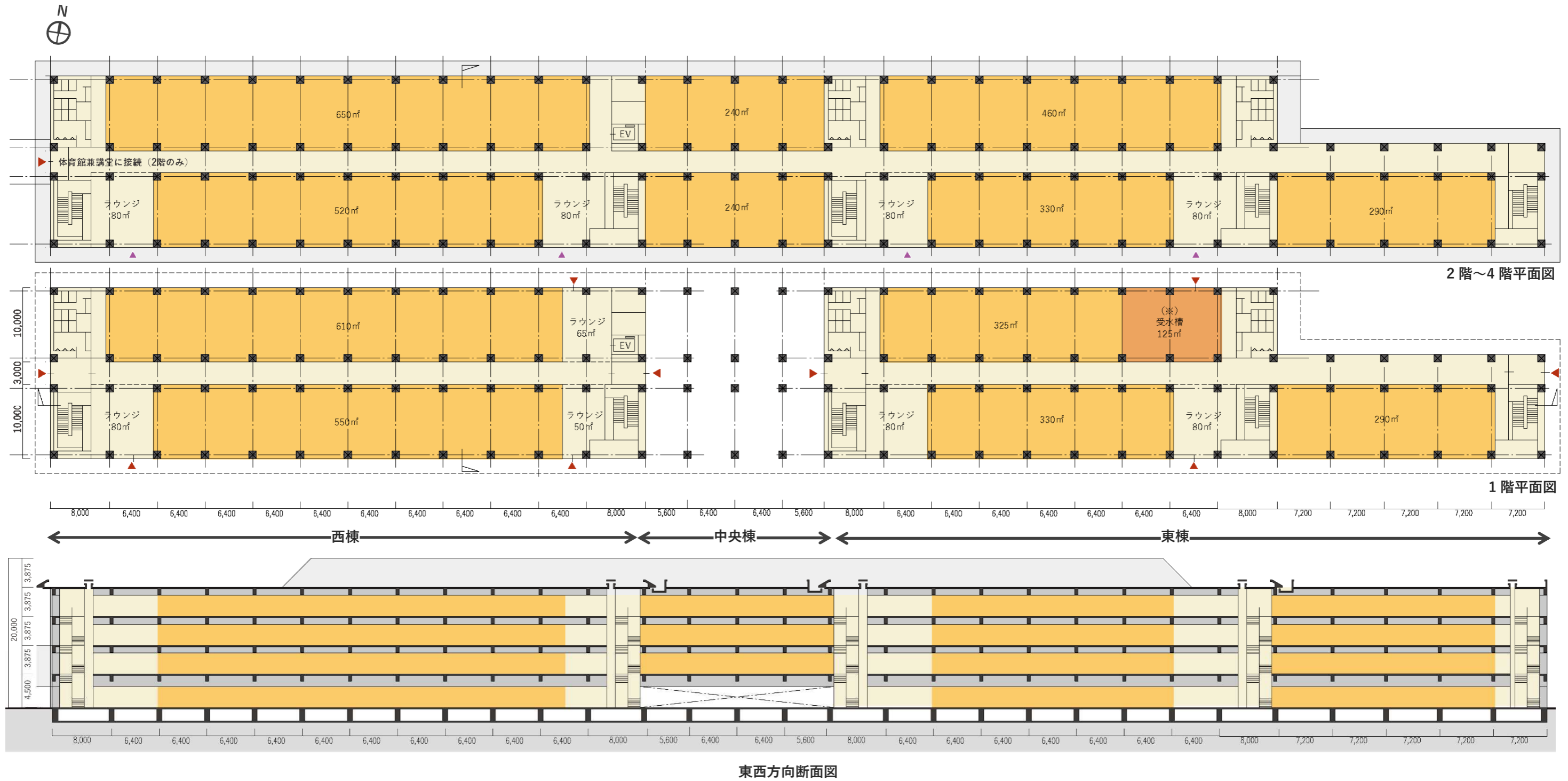
将来建物配置イメージや4.1～4.3を踏まえ、多機能講義棟において想定される導入機能を以下のとおり整理した。なお、導入機能は今後の検討によって決定するものとする。

導入機能	諸室等	備考
学舎機能、行政機能	講義室、会議室、研究室等	・本館機能を移転し、講義室は可能な限り同じ階にまとめて配置する ・その他、下鴨キャンパス内諸室や行政機能を導入する
防災機能	防災備蓄倉庫等	・鋼製ラック、段ボールによる備蓄。人力による搬出入を想定し、2～4階に配置する
事務機能	事務局等	・本館機能を移転し、可能な限りまとめて配置する
利便機能	食堂、売店、民間テナント等	・本館機能を移転し、学生や地域住民の居場所・セキュリティ・屋内快適性、安全性を確保する ・民間テナントは後述する東棟端部1階を想定する
共用部	ラウンジ、トイレ、廊下等	・学生や地域住民の居場所・セキュリティ・屋内快適性、安全性を確保する

4.5. 配置計画



4.6. 平面計画・断面計画



- 凡例**
- ：躯体
  - ：室内（床面積範囲）
  - ：諸室配置例
  - ：受水槽（※：京都市上下水道局指導要領より、受水槽は3階以上の設置不可）
  - ▼：出入口
  - ▼：将来的に南側建物と接続する箇所（候補）

**床面積**

項目	渡り廊下	西棟	中央棟	東棟	合計
4階	—	1,840㎡	550㎡	1,900㎡	4,290㎡
3階	—	1,840㎡	550㎡	1,900㎡	4,290㎡
2階	100㎡	1,840㎡	550㎡	1,900㎡	4,390㎡
1階	—	1,840㎡	—	1,900㎡	3,740㎡
合計	100㎡ (0)	7,360㎡ (4,670)	1,650㎡ (1,440)	7,600㎡ (4,185)	16,710㎡ (10,295)

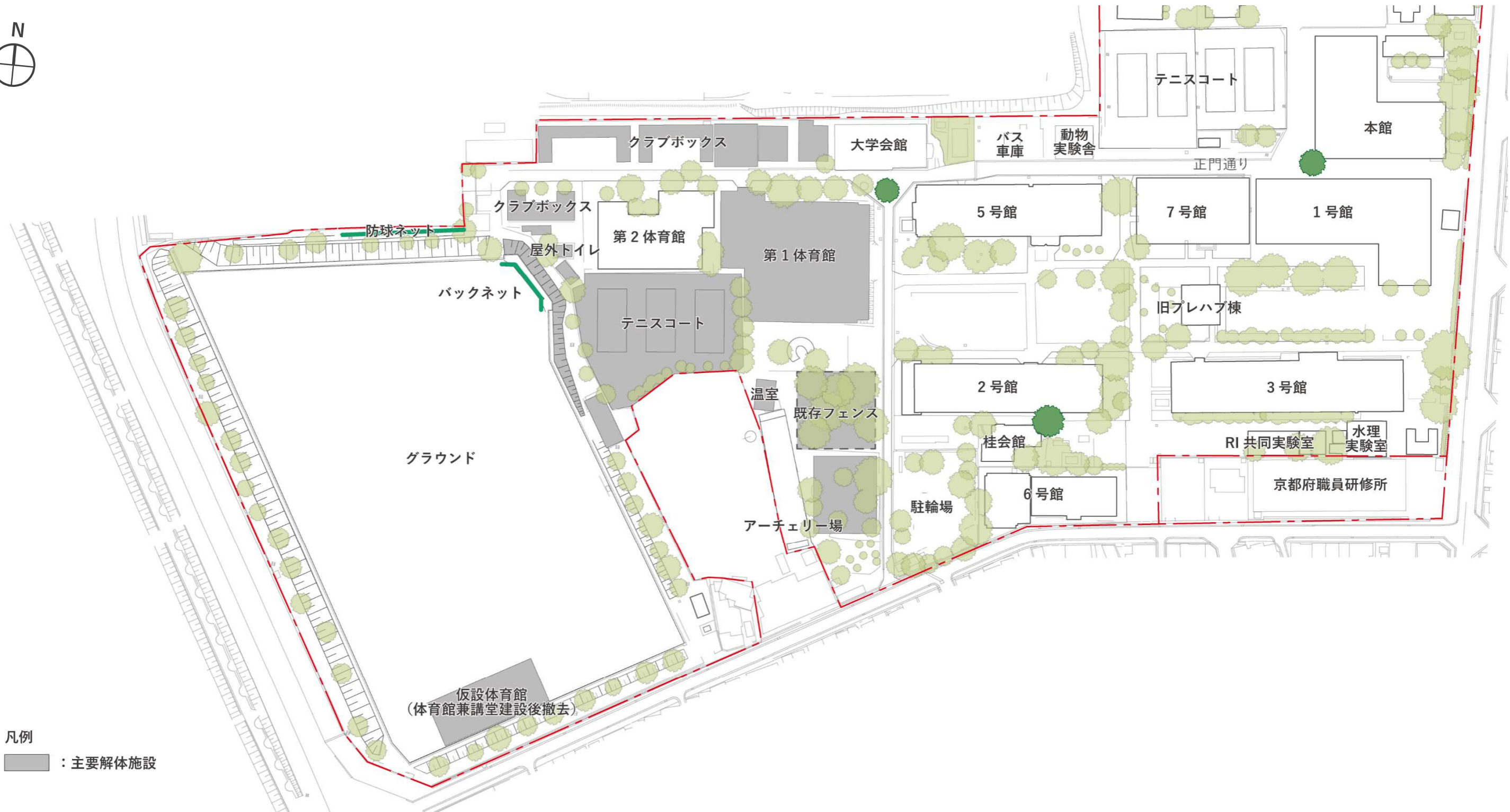
※括弧内は諸室配置例面積を示す

- ラウンジの配置方針**
- ・東西に長尺な建物に対し、中廊下案としているため、良好な屋内環境確保のために外部に面する位置には可能な限りラウンジを確保している
  - ・ラウンジは、将来に諸室移転や改修時に、教室を使用停止にせず設備更新等に対応できるように、設備シャフト沿いにラウンジを配置している

- 階高の設定方針**
- ・1階は体育館兼講堂の階高に配慮し、4.5mとしている
  - ・2階～4階は、屋上階の設備小屋高さを確保したうえで、均等割りで階高を構成している

4.7. 多機能講義棟を含む、基本計画の計画対象施設の実現に向けた整備ステップ

4.7.1. STEP0

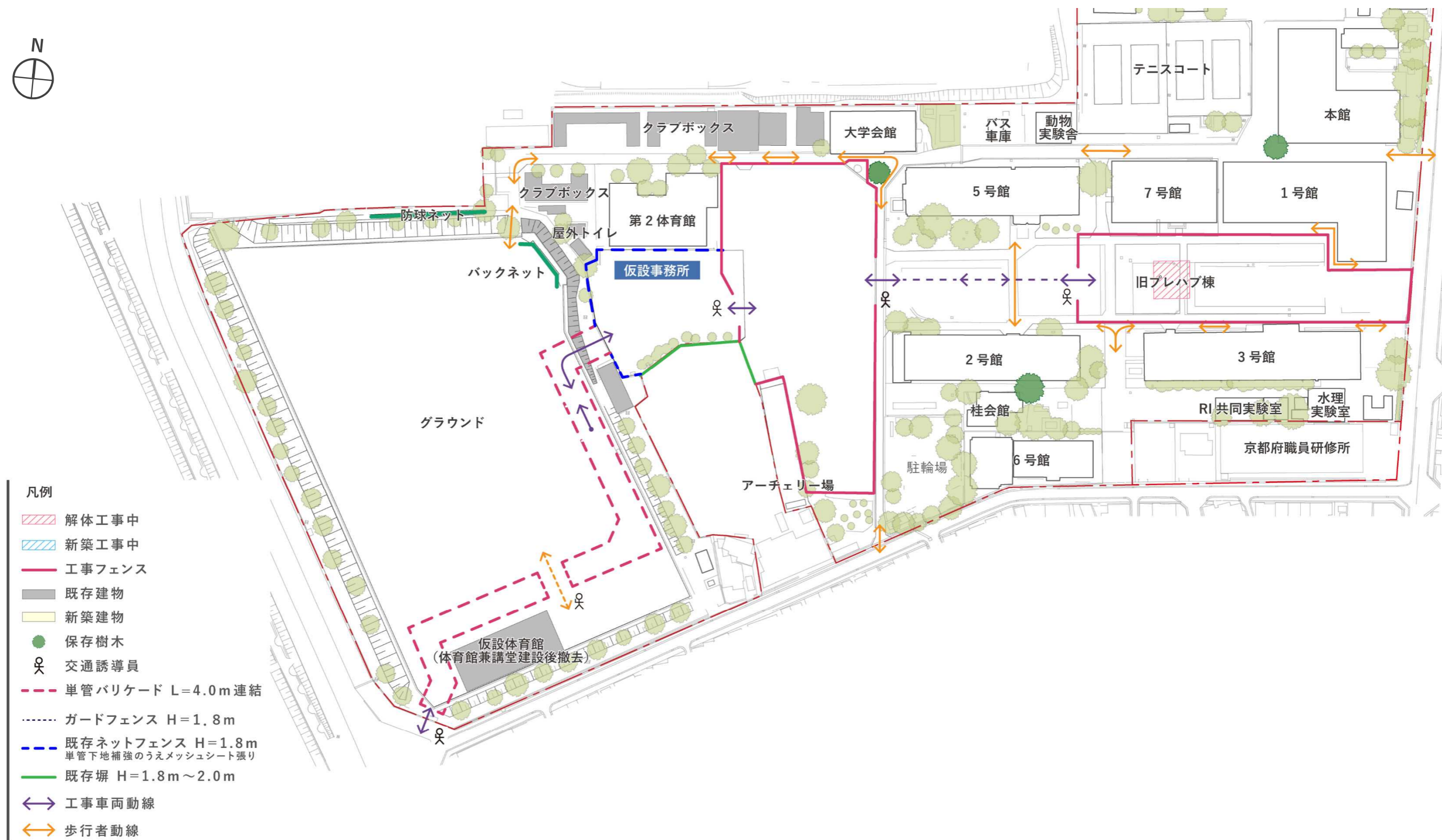


4.7.2. STEP1



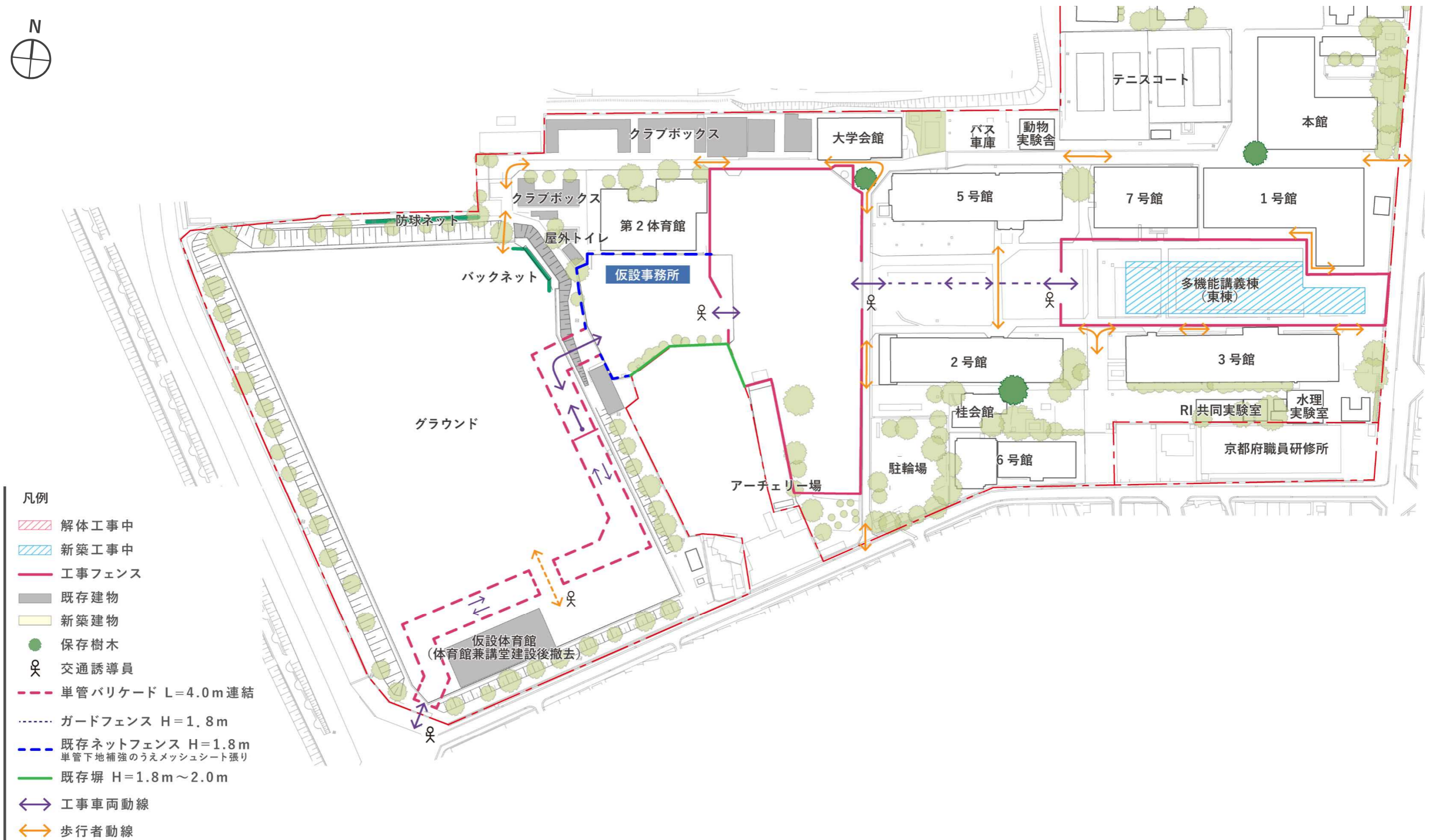
- ・ グラウンドにおける工事車両通行路の区画設置
- ・ 仮囲い設置
- ・ 第2体育館南側テニスコート先行解体
- ・ 仮設事務所設置
- ・ アーチェリー場周囲を含む、既存樹木伐採、外構解体
- ・ 第1体育館解体

4.7.3. STEP2



- ・ 多機能講義棟（東棟）仮囲い設置
- ・ 旧プレハブ棟解体
- ・ 樹木伐採・伐根、外構解体撤去

4.7.4. STEP3



・ 多機能講義棟 (東棟) 新築  
 ・ 多機能講義棟 (東棟) 外構

4.7.5. STEP4



多機能講堂東棟と西棟の接続部工事（中央棟）について、鉄骨工事は、一時的に通行止めを行ったうえで西棟鉄骨建方と同時に施工し、床躯体工事・内外装工事は、下部通路に養生用の仮設構台を設置し、構内の通路を確保したうえで西棟新築と同時に施工する。

- ・ 多機能講義棟（西棟）仮囲い設置
- ・ 多機能講義棟（西棟）、（中央棟）新築
- ・ 多機能講義棟（西棟）、（中央棟）外構

4.7.6. STEP5



凡例

- 解体工事中
- 新築工事中
- 工事フェンス
- 既存建物
- 新築建物
- 保存樹木
- 交通誘導員
- 単管バリケード L=4.0m連結
- ガードフェンス H=1.8m
- 既存ネットフェンス H=1.8m  
単管下地補強のうえメッシュシート張り
- 既存塀 H=1.8m~2.0m
- 工事車両動線
- 歩行者動線

- ・ 体育館兼講堂新築用仮囲い盛替え
- ・ 体育館兼講堂新築
- ・ 体育館兼講堂取り合い部外構工事

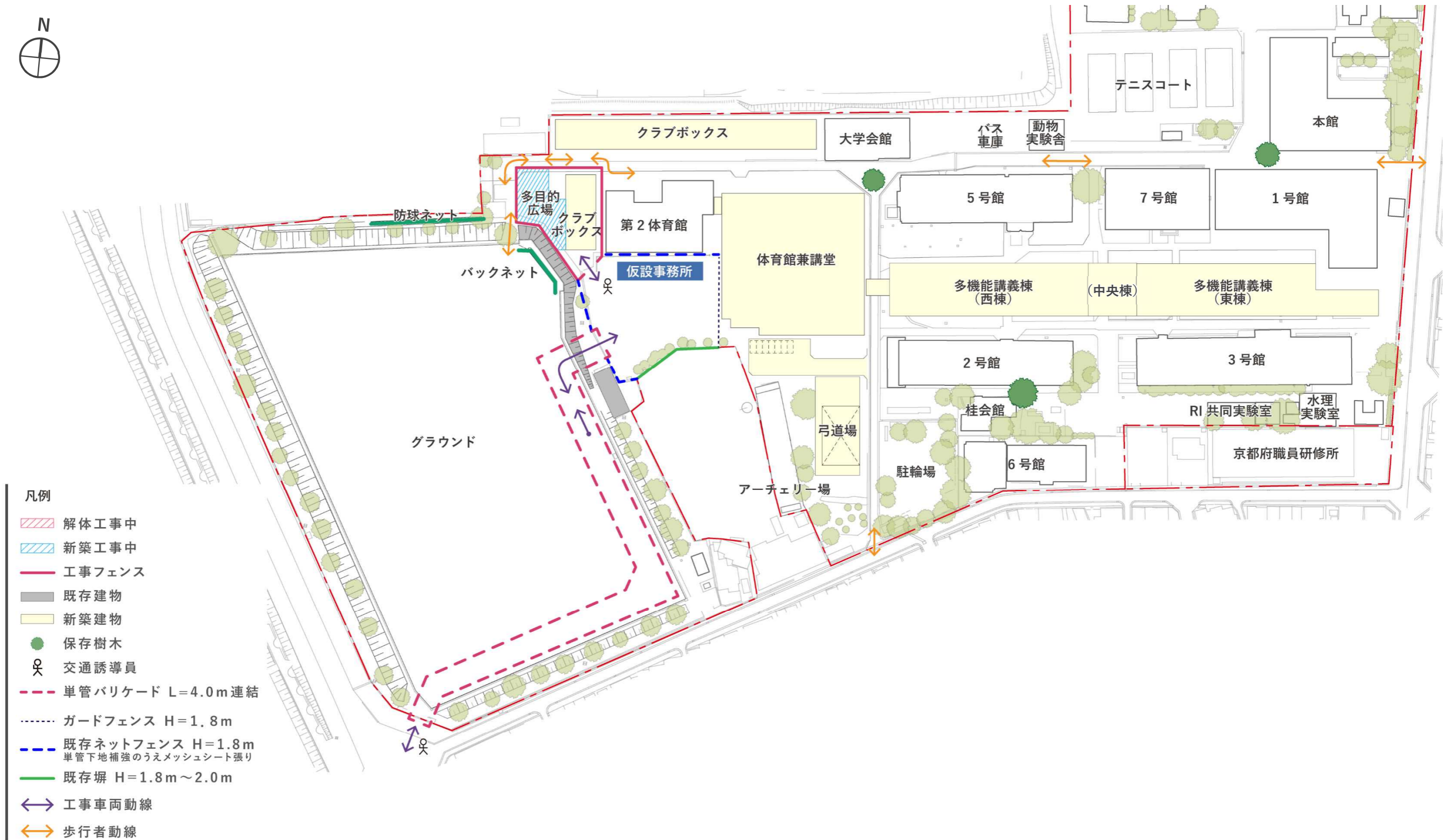
4.7.7. STEP6



- ・ 仮囲い盛替え (大学会館利用に配慮)
- ・ 弓道場等新設
- ・ クラブボックス、仮設体育館解体

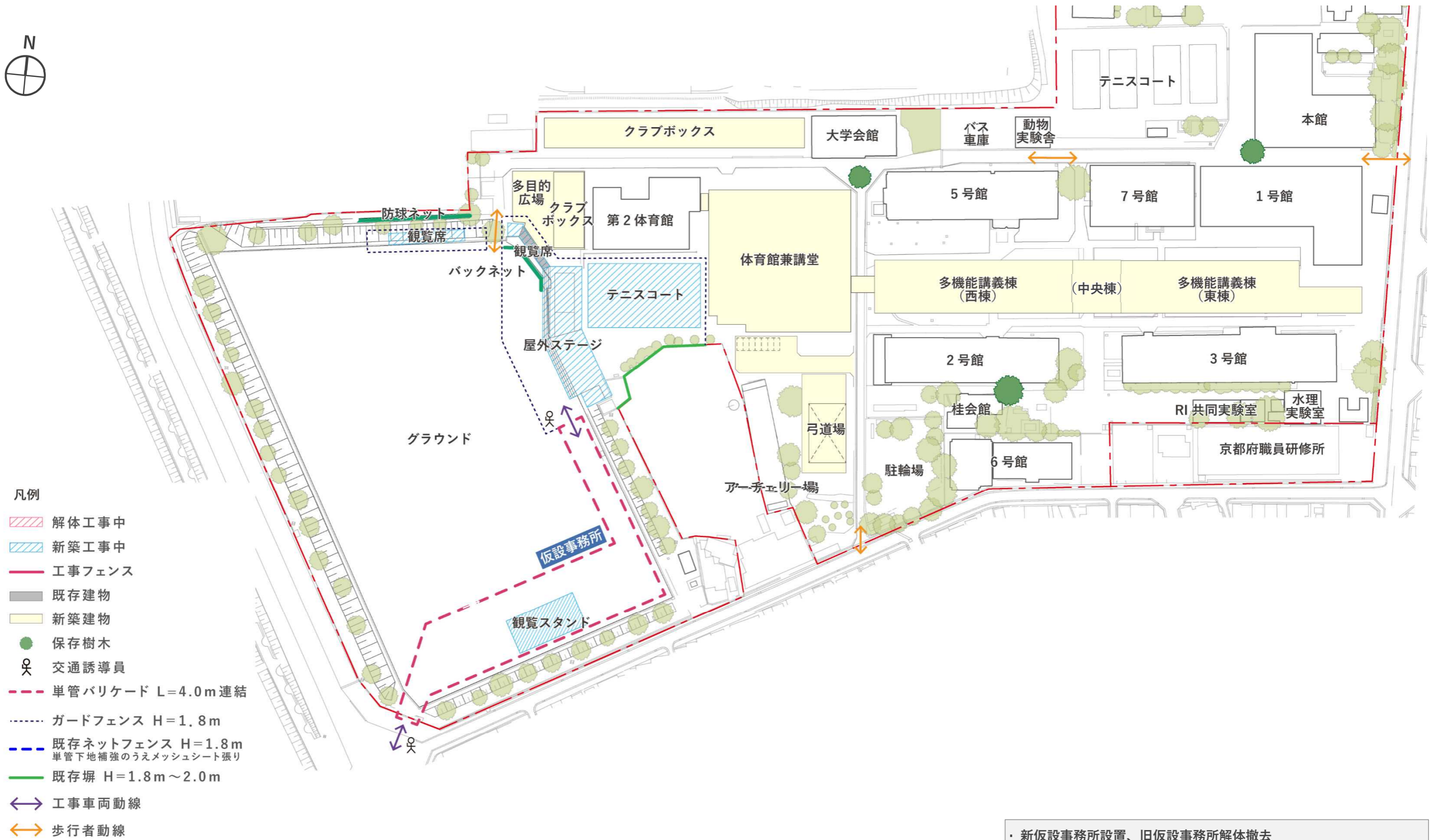


4.7.9. STEP8



・ 仮囲い盛替え  
 ・ 西側多目的広場整備

4.7.10. STEP9



- ・ 新仮設事務所設置、旧仮設事務所解体撤去
- ・ 第2体育館南側テニスコート、屋外ステージ、観覧席、観覧スタンド新設
- ・ グラウンド一部、外構工事



## 5. 防災計画

### 5.1. 災害後の多機能講義棟の役割について

防災計画は基本計画の考え方を踏襲する。具体的に、災害後は講義室等を避難所として開放し、一時的な避難生活におけるプライベート空間を提供する。また、会議室等を災害応急員の詰所や指揮機能として活用する等、災害後の地域貢献運用を想定した諸室機能・設備等を設ける。

### 5.2. 多機能講義棟における防災備蓄品の計画

多機能講義棟では、発災時の自助・共助の支援として、1,000名規模の食料品・生活用品等を備蓄するものとする。

具体的に、体育館兼講堂はフォークリフトによる備蓄品の搬出入を、多機能講義棟は人力による搬出入を基本とし、備蓄品の選定、管理を行う。

## 6. 多機能講義棟の設備計画

### 6.1. 機械設備計画

#### 6.1.1. 基本方針

- ・ 学生、教職員、周辺住民等が安心して、長期に利用できる施設として、信頼性と拡張性を持つ機械設備を計画する。
- ・ 省エネ基準や京都府・京都市条例等に適合するために、再生可能エネルギーの有効活用、省エネルギー性の高い設備システムの採用を検討する。
- ・ ZEB ready 相当を目指す。

#### 6.1.2. 熱源設備

- ・ 個別制御性、操作性の高いパッケージ空調機方式の採用を検討する。大学という施設特有の運用スケジュールを考慮し、電力デマンドへの影響が少ないガスエンジンヒートポンプパッケージ空調機（GHP）を主体に検討する。
- ・ サーバー室や24時間空調系統など個別性の要求がある部屋は電気式ヒートポンプパッケージ空調機（EHP）を採用する。
- ・ 熱源設備は屋上に設ける。将来更新の際に、空調停止が最小限になるように、室外機の予備スペースを十分に確保する。

#### 6.1.3. 空調設備

- ・ 求められる環境・操作性・運転スケジュールを考慮し、室毎に最適な空調方式を採用する。
- ・ 使用時間を考慮し、空調機系統を分割し、ゾーニングする。
- ・ メンテナンス性を考慮した位置に空調機を設置する。
- ・ 許容騒音値以下となるよう消音器や設置場所の工夫、能力の分散、隠蔽型の機種選定等の計画を行う。
- ・ 自然エネルギーの活用を行い躯体下部の空間を利用したクールヒートチューブからの外気取入れによる外気負荷削減を検討する。
- ・ 個室の外気処理は、全熱交換器を採用し負荷の削減を図る。
- ・ 加湿器は天井埋設型・気化式とし、空調機付属品ではなく単独で設ける。（やむを得ない場合は除く。）
- ・ 室内設定温湿度は、冷房時 26°C・湿度制御成行、暖房時 22°C・40%RH で計画する。
- ・ 設計用外気温湿度条件（空調機能力算定条件）は以下のように想定する。

項目	乾球温度 (°C)	相対湿度 (%RH)	絶対湿度 (g/kgDA)	比エンタルピー (kJ/kgDA)
夏期	37.1	43.6	17.5	82.2
冬期	0.5	67.6	2.4	5.3

（出典：国土交通省 建築設備設計基準令和6年度版 京都）

- ・ 主たる居室の空調方式は以下のように想定する。

施設区分	主たる居室等	空調方式
多機能講義棟	講義室	GHP+全熱交換ユニット
	事務室	GHP+全熱交換ユニット
	会議室	GHP+全熱交換ユニット
	研修室	GHP+全熱交換ユニット
	図書スペース等	GHP+全熱交換ユニット
	食堂・売店	GHP+全熱交換ユニット
	厨房	GHP+外気処理ユニット
	実験室	GHP+外気処理ユニット

#### 6.1.4. 換気設備

- ・ 居室に関しては、人員 1 人あたり 30 m<sup>3</sup>/h を供給する計画とする。
- ・ 全熱交換器ユニットは CO<sub>2</sub> センサ付きとし、外気負荷の最適化を図る。
- ・ 室の使用用途に応じて、臭気・塵埃・湿気・熱などの除去を目的に換気設備を設置する。
- ・ 本計画における換気方式と換気量は以下のように想定する。

対象室名	換気目的	換気方式	換気回数 (回/h)	備考
機械室	熱	第一種	2~5	機器発熱により変動
トイレ	臭気	第三種	10	—
湯沸室	熱、臭気	第三種	10	—
倉庫等	湿気、臭気	第一種 第三種	3~5	—
厨房	熱、臭気	第一種	40~60	厨房機器により変動
実験室	熱、臭気	第一種	—	実験機器により変動

#### 6.1.5. 排煙設備

- ・ 学校施設のため原則排煙設備は不要とする。ただし、各室の用途・規模・開口条件等により、基本設計業務段階において個別確認のうえ、行政協議により要否確認を行う。

#### 6.1.6. 自動制御設備

- ・ 空調設備の省エネルギー、保守管理の省力化、安全性及び快適な環境の確保を目的とした自動制御設備を計画する。
- ・ 制御の迅速性、故障時影響範囲のミニマム化、危険分散化、中央監視システムとの通信による管理の集中化を目的とした制御方式を採用する。
- ・ 下鴨キャンパス全体の設備機器を監視している中央監視装置（電気工事）にて、設備機器の警報監視・簡易な操作を行えるよう計画・検討する。
- ・ 空調管理のための集中リモコンの設置は事務局に設置する。将来的には各棟を集約して管理できるようにする。
- ・ 配線はエコケーブルとする。

### 6.1.7. 給水設備

- ・市水本管からの給水引込は、南側本管 150φからの引込とする。既存引き込み管を利用できるか今後検討する。
- ・給水日使用水量の計算は、想定学生数 x55L/日・人、想定教職員数 x100L/日・人程度を想定し、かつBCPを考慮した上で、受水槽容量を想定する。
- ・水槽類の耐震性を高めると共に、地震時に破損した配管からの水の流出を防ぐために、緊急遮断弁装置を設置する。
- ・夏季休暇等の給水使用量が減る時期に水槽内の残留塩素が低下することを防止するために、設定水位切替制御を設けるなどの工夫を検討する。
- ・雨水利用設備については、多機能講義棟は設置なしとする。

### 6.1.8. 給湯設備

- ・食堂の厨房系統、及びシャワー系統は、湯量が多いため連結型ガス瞬間湯沸機にて給湯する計画とする。設置場所は、供給箇所になるべく近い屋外で計画する。
- ・給湯室等は、局所式の電気温水器を設置する計画とする。
- ・トイレ手洗は局所式の電気温水器を設置し、湯水混合自動水栓とする。

### 6.1.9. 排水・通気設備

- ・屋内外は汚水・雑排水合流式とし、南側道路にある下水道本管 250φに放流する計画とする。雨水（南側側溝放流）とは分流。
- ・厨房排水、給湯室の排水は屋外まで単独配管とする。屋外にて合流とする。（衛生上）
- ・厨房除害設備は既存同様、設置なしとする。
- ・実験廃液は既存同様に、ポリタンクに貯めて定期的に収集業者にて廃棄する方式とする。

### 6.1.10. 衛生器具設備

- ・衛生器具の選定方針は以下のように想定する。
  - 1) 節水性の高い衛生器具
  - 2) トイレ洗浄は非接触式、大便器は洗浄便座を全数設置
  - 3) 手洗器は自動混合水栓
  - 4) 多目的トイレにオストメイトを設置
  - 5) エアタオルの要否は基本設計業務時に検討

### 6.1.11. 消火設備

- ・消防法・火災予防条例及び建築基準法に準じ適宜計画する。

### 6.1.12. 都市ガス設備

- ・下鴨キャンパス敷地南側道路のガス本管より低圧ガスを引込み、GHP とガス瞬間湯沸器（シャワー用）に供給する。既存ガス引き込み管を利用できるかは基本設計業務時に検討する。
- ・実験室にガス設備は設置しない。

### 6.1.13. 厨房機器設備

- ・食堂の厨房機器は食堂委託先による別工事とし、本計画内とする。

### 6.1.14. 実験用設備

- ・多機能講義棟には実験ガス設備（燃焼用の都市ガス、実験用の窒素ガスなど）は設置しない。

### 6.1.15. 計量設備

- ・府立大系統、京都府職員研修センター系統、厨房系統等について、電気・ガス・水の使用量をそれぞれ計量できる計画とする。遠隔検針設備の実施要否については、基本設計業務時の検討事項とする。

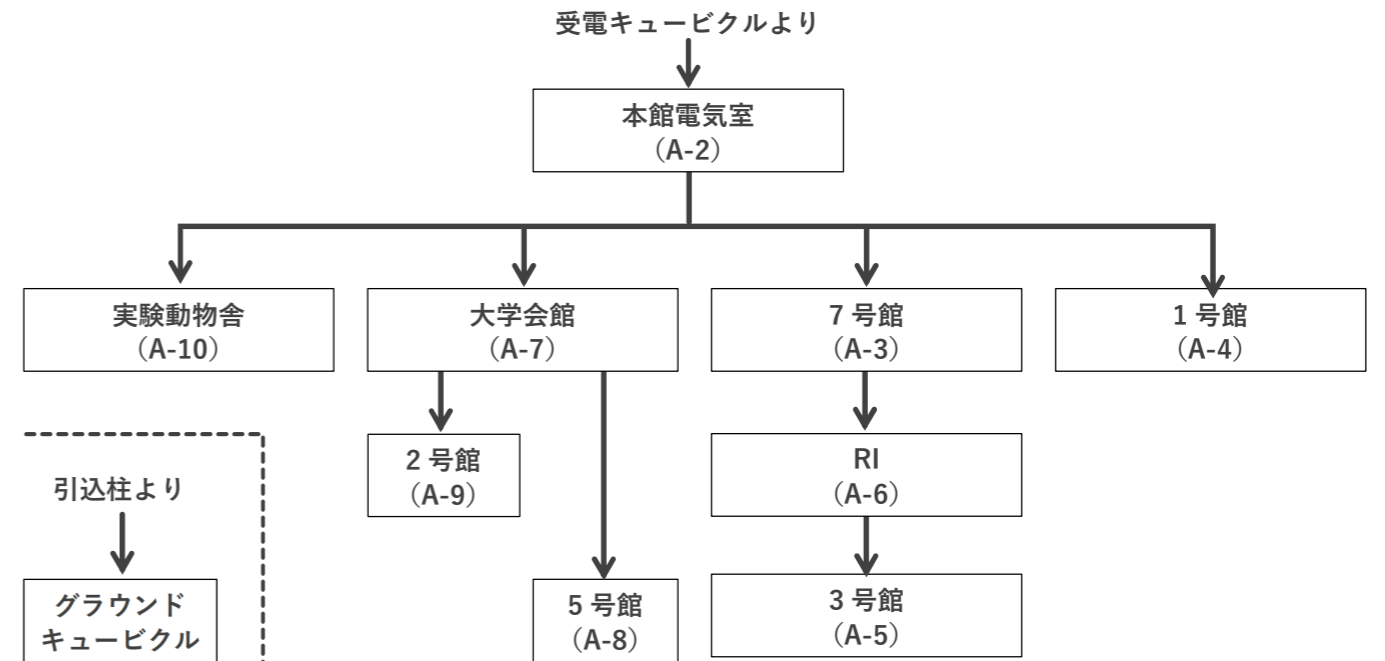
## 6.2. 電気設備計画

### 6.2.1. 基本方針

- ・学生、教職員、地域住民等が安心して、長期に利用できる施設として、信頼性と拡張性を持つ電気設備を計画する。
- ・省エネ基準や京都府・京都市条例等に適合するために、再生可能エネルギーの有効活用、省エネルギー性の高い設備システムの採用を計画する。

### 6.2.2. 電力引込設備

- ・既設本館電気室より、1号館・7号館・大学会館・実験動物舎キュービクルへ高圧分岐しており、更に各々のキュービクルから別のキュービクルへ高圧分岐されている。
- ・また、グラウンド関連への施設には、本館系統とは別で高圧引込みをしており、グラウンドキュービクルにて送電をしている。
- ・そのため、新設、撤去建物のローリング計画を考慮し、工事範囲外の建物が長期停電しないよう対策・ローリング計画を行う。（既設本館電気室は地階に設けられているため、基本設計業務時には高圧分岐盤の増設の可否や停電時間等を調査し、関係者との協議を行う。）



図：既設受変電設備ブロック図

### 6.2.3. 受変電設備

- ・受変電設備はハザードマップによる浸水高さを考慮した位置に設置する。また、将来更新のための搬入経路や改修に伴う増設を考慮した設置スペースの確保を行う。
- ・既存受変電設備にて高圧分岐等を行い多機能講義棟へ配電を行う。(高圧分岐を行う箇所については基本設計業務時の協議による。)
- ・既存受変電設備の改造・増設・設定変更等まですべて本計画の対象範囲とする。

### 6.2.4. 非常用発電機設備

- ・多機能講義棟が避難所としての機能が確保できるよう非常用発電機を設置する。
- ・非常用発電機は72時間以上稼働が可能なように長時間型とし、稼働に必要な燃料を、地下タンクを設け備蓄するものとする。また、設置場所は浸水高さを考慮した位置に設置するものとし、送油ポンプにおいても浸水高さを考慮した位置、仕様の決定を行う。
- ・非常用発電機により、停電時に防災負荷及び保安負荷へ電源供給を行う。(※保安負荷：共用部などの照明コンセントの一部を想定。その他必要負荷など電源供給については、基本設計業務時の検討による。)
- ・非常時物資搬入に必要な照明等においても必要に応じ非常用電源の供給を行う。

### 6.2.5. 幹線設備

- ・電灯コンセント設備は1φ3W 210V—105V、動力設備は3φ3W 210Vにて送電する計画とする。
- ・配線はエコケーブルによる配線を主体とした計画する。
- ・多機能講義棟で単独に接地極を敷設する計画とする。

### 6.2.6. 中央監視設備

- ・下鴨キャンパス全体の設備機器を警報受信している中央監視設備に、本計画における新設建物設備機器の警報等を接続する。
- ・既存システムの改造・増設・設定変更等まですべて本計画の対象範囲とする。

### 6.2.7. 動力設備

- ・エリア及び用途に応じた動力盤を設け、熱源、空調、衛生設備等への電源供給を行う。

### 6.2.8. 電灯コンセント設備

- ・分電盤を各EPSに設置し、受持ちエリアを想定した電源供給を行う。
- ・光源はLEDとし、室の用途に応じた制御を行い、省エネルギーに配慮した計画とする。
- ・コンセント設備は、各室用途に合わせた計画を行う。
- ・消防法に準じ誘導灯を、建築基準法に準じ非常照明を必要に応じて計画する。

### 6.2.9. 電話・情報設備

- ・電話の引込はキャンパス内に設置されているMDFより各施設に引込む計画とする。
- ・情報LAN配線はキャンパス内に設置されているサーバー室より各施設に引込む計画とする。
- ・TEL、情報用アウトレットについては適宜配管配線を設ける計画とし、機器については別途工事とする。

### 6.2.10. 放送設備

- ・下鴨キャンパス内に設置されている非常用放送設備と連携・接続を行う。
- ・下鴨キャンパス内チャイムについては、授業でも使用を想定される諸室についてはキャンパスと同時刻のチャイムが鳴らせるよう計画を行う。
- ・実験室・講義室・研修室等、必要諸室には個別音響設備の計画を行う。(使用想定用途については基本設計業務時の検討による。)
- ・個別音響設備AMPを設ける部屋には、カトリレーコンセントを設け、非常放送が確実に鳴動できる計画とする。
- ・消防法上の警報設備は非常放送による音声警戒を主とするが、キャンパス内の警報設備と連携・接続を考慮した計画とする。
- ・既存システムの改造・増設・設定変更等まですべて本計画の対象範囲とする。

### 6.2.11. TV共聴設備

- ・必要に応じ屋上にUHFアンテナを設置する計画とする。
- ・TVアウトレットの有無については、室用途を考慮し、適宜配置する。

### 6.2.12. インターホン設備

- ・用途や運用方法を考慮し、適宜計画を行う。

### 6.2.13. トイレ呼出設備

- ・多目的トイレには呼出し設備を設置し、現地での点滅及びブザーを設置し、キャンパス内にある主装置に接続する計画とする。
- ・既存システムの改造・増設・設定変更等まですべて本計画の対象範囲とする。

### 6.2.14. ITV設備

- ・防犯上重要な箇所にITVカメラを適宜設置し、下鴨キャンパス内にある主装置に接続する。
- ・既存システムの改造・増設・設定変更等まですべて本計画の対象範囲とする。

### 6.2.15. 入退室管理設備

- ・鍵施錠によるセキュリティ計画を主とするが、セキュリティ性能を向上させる必要がある部屋などには、テンキーもしくはカードリーダーなどを設ける。
- ・学生、教職員、地域住民等、利用者や利用目的に応じたセキュリティーゾーニングを設定し、必要な設備を設ける。(詳細は基本設計業務時の検討による)
- ・既存システムの改造・増設・設定変更等まですべて本計画の対象範囲とする。

### 6.2.16. 電気時計設備

- ・必要諸室に電波時計の計画を行う。
- ・下鴨キャンパス内に親時計が設けられる場合は、キャンパス全体で時刻が合うよう連携を行う。

### 6.2.17. 火災報知・自動閉鎖防排煙設備

- ・消防法及び建築基準法に準じ適宜計画する。
- ・事務局に受信盤を設け、下鴨キャンパス内にある総合受信盤へ一括警報を送る計画とする。

### 6.2.18. 雷保護設備

- ・建築基準法に準拠して外部雷保護設備(JIS—Z—9290—3—2019 保護レベルIV)に対応した避雷針設備を計画する。
- ・内部雷保護については、必要に応じ分電盤などにSPD(避雷器)や等電位接地を行う計画とする。

### 6.2.19. 太陽光発電設備

- ・京都市条例「京都市地球温暖化条例」に基づき、多機能講義棟の面積に応じ太陽光発電設備を計画する。
- ・低圧系統連系を原則とし、必要に応じて逆潮流防止措置を講じる。

### 6.3. 機械設備計画 / 段階整備計画

#### 6.3.1. 基本方針

- ・下鴨キャンパス全体の段階整備工事に伴い、既存インフラ設備に支障がでるものについては、仮設インフラなどを設けることで、長期の利用停止を回避する計画とする。

#### 6.3.2. 現況

- ・現在、既存インフラ設備は下記のように敷地内に供給されている。
  - 1) 給水：北東から1箇所、南から2箇所、南西から1箇所、市水本管から引き込まれている。給水は基本的に建物毎に設けられた受水槽へ引き込まれ供給されている。
  - 2) 下水：北東へ1箇所、南へ1箇所、南西へ1箇所、下水道本管へ接続されている。
  - 3) 都市ガス：東から3箇所、南から4箇所、都市ガス本管から引き込まれている。都市ガスは基本的に建物毎にガス取引メーターを設置して供給している。

#### 6.3.3. 段階整備計画

- ・先行設備盛替工事は想定しない。
- ・解体される建物に対して供給されるインフラ設備の撤去を行う。
- ・多機能講義棟の工事範囲を通過している給水配管と都市ガス配管と污水配管について、工事の支障にならないように迂回ルートを敷設する(3号館と7号館のためのインフラ盛替にあたる)。
- ・その後は順次、多機能講義棟等の新築建物へのインフラ設備の敷設工事を行う。

### 6.4. 電気設備 / 段階整備計画

#### 6.4.1. 基本方針

- ・キャンパス全体の段階整備工事に伴い、既存インフラ設備に支障がでるものについては、仮設インフラなどを設けることで、長期の利用停止を回避する計画とする。

#### 6.4.2. 現況

- ・電力引込みは敷地東側道路より高圧1回線で架空にて引込、本館北東部に配置されている屋外キュービクルで受電が行われている。
- ・屋外キュービクル受電盤より、既設本館電気室の饋電盤にて、1号館・7号館・大学館・実験動物舎キュービクルと4系統へ高圧分岐し、更に各々のキュービクルから別のキュービクルへ高圧分岐されている。(6.2.2の図参照)
- ・電話引込みは敷地東側道路より架空にて主として既設本館に引き込まれている。また、既存情報通信設備(情報LAN、自火報、電話、放送、空調リモコンなど)は、主として既存本館および既存1号館と接続されている。

#### 6.4.3. 段階整備計画

- ・仮囲いや仮設事務所設置に伴う工事の電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・第2体育館南側の軟式テニスコート先行解体、アーチェリー場東側雑目臨樹木伐採及び外構解体、既設第1体育館解体に伴う電源・情報通信線の撤去を行う。
- ・グラウンド工事車両通行路区画設置に伴い既設植物園に接続されているNTT線の迂回工事を行う。
- ・プレハブ学舎解体に伴い電源・情報通信線の撤去を行う。
- ・多機能講義棟(東)新設に伴う電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・情報通信設備の工事により支障が発生するインフラ情報通信ケーブルについては、仮設架空でケーブルを敷設し、工事による長期の支障を回避する計画とする。
- ・体育館兼講堂の新設に伴い設置する体育館兼講堂のキュービクルへの高圧幹線送り準備のため、多機能講義棟のキュービクルより高圧幹線分岐を行い、大学館(A-7)キュービクルへ仮設高圧配線配管・送電を行う。
- ・体育館兼講堂の幹線は、本館電気室(A-2)より送電を行う計画とする。
- ・体育館兼講堂より高圧分岐を行い、本計画におけるスポーツ施設(広場を含む)に送電することにより、施設用途によるわかりやすいゾーニングとし、保守管理が行いやすいよう配慮した計画とする。
- ・仮設体育館解体に伴う電源の撤去を行う。

- ・クラブボックス、広場、弓道場新設に伴う電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・仮設事務所移転に伴う電源・情報通信線の盛替えを行う。
- ・テニスコート、屋外ステージ、観覧席新設に伴う電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・テニスコートへの電力は新設体育館より、屋外ステージ及び観覧席への電力はグラウンドキュービクルより送電を行う計画とする。
- ・既存外構、付属施設解体に伴う電源・情報通信線の撤去を行う。
- ・テニスコート、野球場・サッカーグラウンド、外構、付属施設新設に伴う電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・仮設事務所撤去に伴う電源・情報通信線の撤去を行う。

## 7. 概算事業費

基本計画内容及び多機能講義棟の計画概要等を基に、公的な単価や先行類似事例を参考に概算事業費を以下のとおり算出した。算出に当たっては、本書の「2.合築により期待できる効果等」に示す、整備段階のコスト縮減効果を含め、概算事業費の算定を行った。

なお、以下の費用は後述する従来手法の場合における費用である。また、令和7年度時点の単価等を前提にしていることから、今後の物価変動等に応じ、適切に見直すものとする。

項目	概算事業費(億円:税込)			
	分棟・別時期整備		合築・同時期整備	
	基本計画対象施設	多機能講義棟	基本計画対象施設	多機能講義棟
調査・設計費・工事監理費	9	6	9	6
建設費	126	157	114	142
備品費・外構整備費 (グラウンド含む)	15	3	15	2
小計	150	166	138	150
合計		316		288

## 8. 整備手法

### 8.1. 定性的評価

基本計画同様の視点で定性的評価を行った。

評価項目	従来手法	DB 手法				PFI 手法 BT 方式	
		基本設計先行型		基本設計一体型		SPC なし 建設 JV (乙)	SPC あり
		工事監理 一体型	工事監理 分離型	工事監理 一体型	工事監理 分離型		
効率的な整備	○	◎	○	○	○	△	△
効果的な整備	△	◎	◎	◎	◎	○	○
コスト削減効果	○	◎	○	◎	○	△	△
競争環境の確保	◎	○	△	○	△	△	△

【凡例】 ◎導入効果の発現が期待できる / ○導入効果の発現は期待できるが、課題もある / △評価項目に沿わない

### 8.2. 定量的評価

定量的評価は、定性的評価において「△」評価のない DB 手法 / 基本設計先行型・基本設計先行型と従来手法について評価を行った。なお、削減率の考え方は基本計画同様である。

項目	概算事業費（億円：税込）					
	従来手法		DB 手法（※）			
	基本計画 対象施設	多機能 講義棟	基本設計先行型		基本設計一体型	
基本計画 対象施設			多機能 講義棟	基本計画 対象施設	多機能 講義棟	
調査・設計費・工事監理費	9	6	9	6	9	6
建設費	114	142	112	139	112	139
備品費・外構整備費 (グラウンド含む)	15	2	15	2	15	2
小計	138	150	136	147	136	147
合計		288		283		283

※従来手法は、体育館兼講堂と多機能講義棟の合築によるコストダウン効果として、基本設計費、工事監理費、建設費（体育館兼講堂、多機能講義棟）、建設費（多機能講義棟の外構）に削減率を乗じている。

※DB 手法（基本設計先行型は、DB 手法のコスト削減効果として、分離発注としないことで共通経費や責任者の配置が抑制できるものとし以下の削減効果割合を乗じた。削減効果割合は、以下の工事費・委託費内訳を設定し、現場管理費・諸経費割合に削減率 10%を見込んだ結果を用いた。なお、削減効果割合は工事監理費、建設費に乗じている。

※DB 手法（基本設計一体型）は、基本設計分離型同様の削減効果割合を基本設計費、工事監理費、建設費（体育館兼講堂、多機能講義棟）に乗じている。

### 8.3. 整備手法の提案

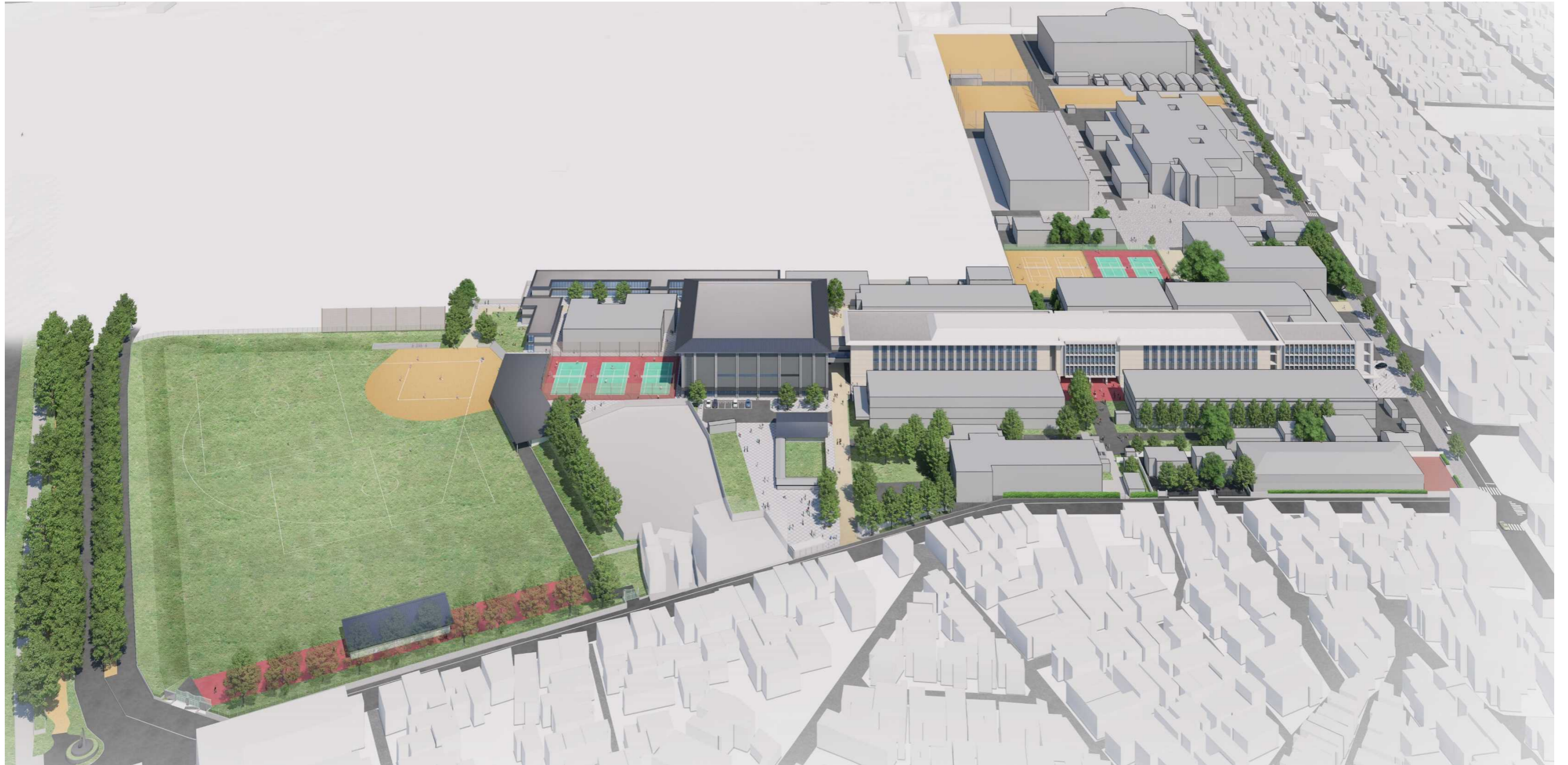
定性的評価より、基本計画の整備方針に沿い、「建設費の早期把握を実現しながら、効率的・効果的な整備によって早期の計画実現を目指す」ことが期待できる整備手法は、多機能講義棟を合築する場合であっても DB 手法（基本設計先行型/工事監理一体型）と評価する。特に、限られた敷地内で複数工事を同時期に施工することは、各施設を個別・別時期に整備する場合に比べコスト抑制につながる施工の効率化が期待できる。

他方、定量的評価においては、DB 手法は従来手法に比べコスト削減効果がより発現することが見込まれるが、近年の物価上昇傾向を踏まえると、その効果を過大に見込むことは不適切である。そのため、先述の定性的評価のコスト抑制効果は、民間事業者選定時の技術提案に見合う価格競争の結果引き出されるものとし、定量的評価においては見込んでいない。

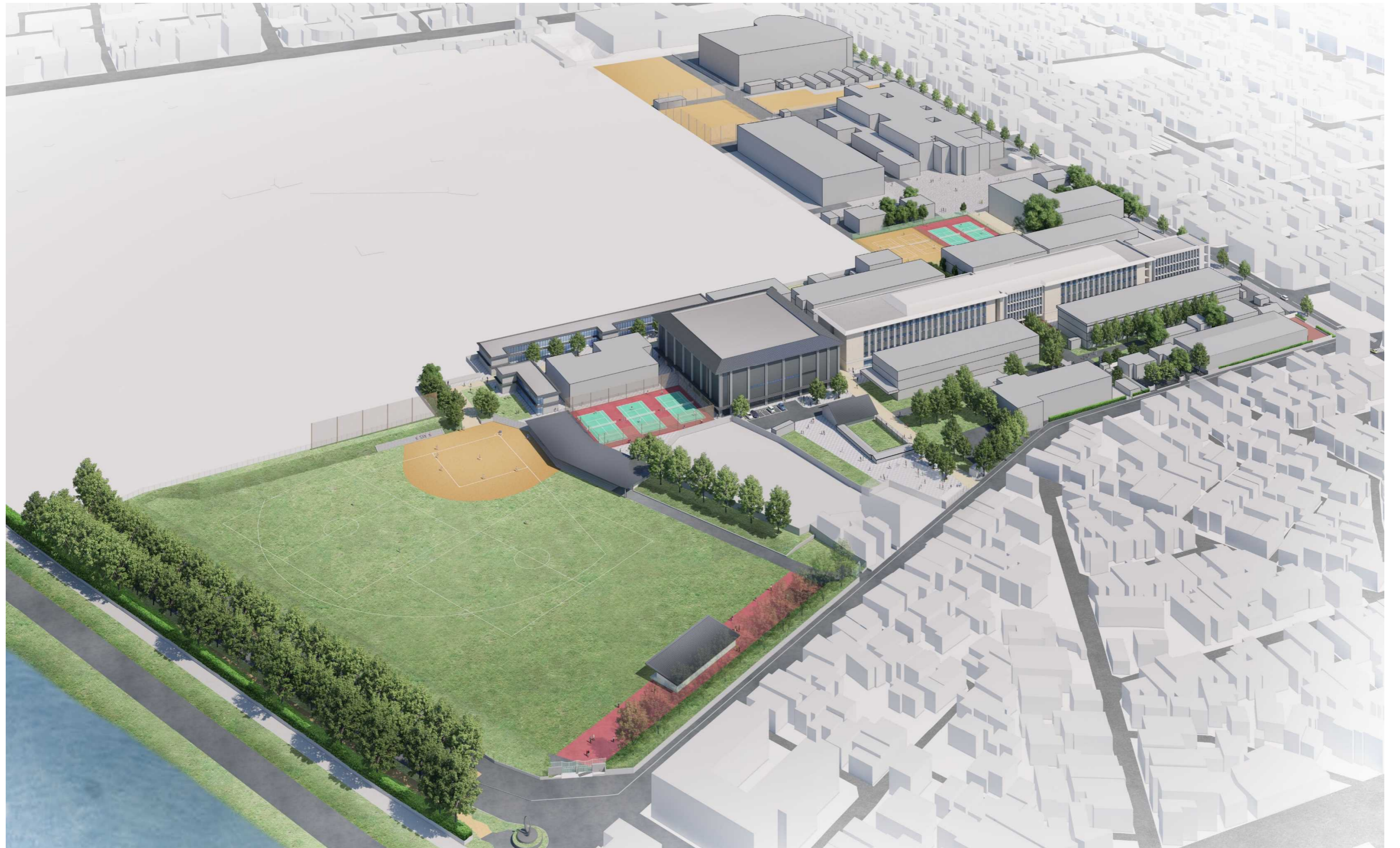
評価の結果、定性的評価において優れている DB 手法（基本設計先行型）、DB 手法（基本設計一体型）は、従来手法からのコスト削減効果に大きな差は生じない見込みと評価した。

よって、本書では、整備方針の早期実現と DB 手法による効率的・効果的な整備を重視し、整備手法として DB 手法（基本設計先行型/工事監理一体型）を提案する。

9. 整備イメージ  
9.1. 鳥瞰図（南方向より）



9.2. 鳥瞰図（南西方向より）



9.3. 鳥瞰（北東）



9.4. アイレベル①（体育館兼講堂と正門通りの様子）



9.5. アイレベル②（正門通り・大学会館前の様子）



9.6. アイレベル④（多機能講義棟の北側、東棟から体育館兼講堂までの様子）



9.7. アイレベル④（体育館兼講堂と多機能講義棟の渡り廊下の様子）



9.8. アイレベル⑤（下鴨中通りと多機能講義棟の様子）





## 11. 基本設計業務における留意事項

基本計画同様に、多機能講義棟の基本設計業務において重要と考えられる内容、及び本書における課題等を「基本設計業務における留意事項」として整理している。

### 11.1. 下鴨キャンパス全体

- ・多機能講義棟を基本計画対象施設と同時期に整備することで、本書に示す整備効果の早期実現に繋がる。
- ・また、下鴨中通り沿いのエントランスゾーンの形成や、同エントランスゾーンから多様なコミュニティ空間を西側に繋げる役割・南北の通路空間と接続する役割を多機能講義棟は担うことになり、多機能講義棟は下鴨キャンパスにおいて重要な施設となる。
- ・基本設計業務においては、設計段階における府立大の意向や学生生活動の状況等を前述の役割と照らし合わせながら、より良い空間の実現による基本計画の目的達成を目指す。

### 11.2. 多機能講義棟

- ・多機能講義棟は前項の役割を前提としつつ、「諸室の最大確保」、「汎用性と更新の容易さ」、「重要財源との整合性」、「将来建物計画を見越した設計」、これらを組む与件の充足と良質な屋内外環境の形成の両立が重要となる。
- ・基本設計業務においては、前述の内容に対する基本設計者の積極的提案が望まれる。

### 11.3. 外構

- ・外構では建築物とともに、北山エリアにふさわしい、緑と光の溢れる空間を目指す。ライフサイクルコストや維持管理の持続性に配慮する。
- ・植栽においては、高木を最小限とし、中木・低木等の混植やプランターを活用する等、空間やゾーンに応じた適切な植栽を計画する。
- ・将来工事や設備更新等による重車両動線・停車位置に配慮した舗装計画とする。
- ・基本設計業務においては、キャンパス全体として環境を痛めることなく、豊かな自然環境と学業の場・地域生活環境の一部を育み、美しく自然と一体となる空間の形成を目指す。

### 11.4. 施工計画等への配慮

- ・多機能講義棟は東端部から施工を進めることを想定しており、基本設計業務においては建設重機の配置や仮囲い範囲を考慮し、配置計画を行うものとする。

### 11.5. 開業準備、運営業務への配慮

- ・多機能講義棟の東端部の1階は、地域住民にとってもエントランスゾーンとなることが想定されることから、飲食サービス（民間テナント）を誘致する可能性がある。
- ・多機能講義棟の東西、南北、階層による性格に応じた導入機能に応じ、導入機能の開業準備（設備試運転、内装工事の分担等）や運営（光熱水費使用料の個別計測、セキュリティ範囲・防犯カメラや照明の増設可能性等）に配慮が必要である。